

若葉区自主企画事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 区長は、区の特性及び区民の意向等を踏まえ、地域の活性化及び地域における課題の解決等を推進するため、区民が自主的に行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該事業を実施するものに対し、補助金を交付する。

(補助事業、対象者、経費及び補助金額等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉市区自主企画事業運営要綱で掲げる事業（以下「区自主企画事業」という。）のうち、次の各号に掲げるものから当該年度において区長が定めるものとし、補助対象者及び補助対象経費、補助金額等は別表のとおりとする。

(1) 地域活性化支援事業

地域活性化に資する独自の取り組みや地域課題の解決に向けた自主的な活動を行う団体に対して支援を行う事業

ア 地域づくり活動支援事業

イ 区テーマ解決支援事業

ウ 地域拠点支援事業

(2) 区民ふれあい事業

区民意識醸成及び区の魅力向上に資する事業

ア 若葉区民まつり事業

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、指定の期日までに、補助事業の区分に応じ、次の書類を区長に提出するものとする。

(1) 地域活性化支援事業

ア 若葉区自主企画事業（若葉区地域活性化支援事業）補助金交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第3号）

ウ 収支予算書（様式第4号）

エ その他区長が必要と認める書類

(2) 区民ふれあい事業

ア 若葉区自主企画事業（若葉区民まつり事業）補助金交付申請書（様式第2号）

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

- エ 実行委員会規約又は会則
- オ 実行委員会構成員名簿
- カ その他区長が必要と認める書類

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の10分の1に満たないものについてはこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、予め区長の承認を受けること。
- (3) 事業が計画どおり実施できない場合又は事業の実施が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、若葉区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第5号）によるものとする。

(変更等の承認)

第6条 第4条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、若葉区自主企画事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更計画に係る収支予算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、事業の変更、中止又は廃止を承認したときは、若葉区自主企画事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、若葉区自主企画事業補助金交付請求書（様式第8号）に、若葉区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第5号）の写しを添付して区長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、若葉区自主企画事業補助金一括事前交付請求書（様式第9号）に、若葉区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第5号）の写しを添付して区長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、事業完了後速やかに、若葉区自主企画事業実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書
- （3）その他区長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、若葉区自主企画事業補助金額確定通知書（様式第11号）によるものとする。

（決定の取消通知）

第10条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、若葉区自主企画事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）によるものとする。

（返還命令）

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、若葉区自主企画事業補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 「若葉区区民ふれあい事業補助金交付要綱（平成7年4月1日施行）」は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の別表1（2）の規定は、平成30年度以降に新規に申請する事業について適用し、平成29年度以前に申請し、その後継続して申請する事業については、なお従前の例による。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の別表1（2）の「補助限度額」の規定は、令和4年度以降に新たに交付申請する事業について適用し、令和3年度以前に交付申請し、その後継続して交付申請する事業については、なお従前の例による。

若葉区自主企画事業補助金交付要綱 別表

1 若葉区地域活性化支援事業

(1) 地域づくり活動支援事業

補助対象事業	町内自治会等が実施する地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業（イベントの実施を主たる目的とした事業を除く。）
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 特定非営利活動法人 商業団体 市内の高等学校・大学の生徒・学生及び教員（以下「学生等」という。）で構成される団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料、賄材料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費（税込単価2万円以上の物品）、負担金 ※備品購入費の補助限度額は、補助対象経費に10分の5を乗じて得た額又は補助限度額に10分の5を乗じて得た額のいずれか低い額とし、この額を超えた額は、補助の対象外とする。 ※補助対象経費において、次に掲げるものは、対象としないものとする。 ①会員等内部へ支払う賃金及び報償費 ②単価5万円を超える報償費 ③会員の自宅から団体の活動拠点までの旅費 ④会員間の親睦のための食糧費及び賄材料費 ⑤新規事業を始める際の拠点の改装に係る修繕料 ⑥拠点の家賃に係る使用料及び賃借料 ⑦会員又は会員の親族が所有又は管理している不動産又は動産を補助対象団体に貸す場合の使用料及び賃借料 ⑧備品のうち、区長が指定したもの
補助率	補助対象経費合計額の10分の10
補助期間	最大3年間とする。

補助限度額	1年目 20万円又は自己負担金額（補助対象経費及び補助対象外経費の合計の額から当該補助金以外の収入額を差し引いた額をいう。以下同じ。）のいずれか低い額 2・3年目 10万円又は自己負担金額のいずれか低い額
-------	---

(2) 区テーマ解決支援事業

補助対象事業	区長が別に定めるテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域活性化に資する活動事業
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 特定非営利活動法人 商業団体 市内の高等学校・大学の生徒・学生及び教員（以下「学生等」という。）で構成される団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料、賄材料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費（税込単価2万円以上の物品）、負担金 ※備品購入費の補助限度額は、補助対象経費に10分の5を乗じて得た額又は補助限度額に10分の5を乗じて得た額のいずれか低い額とし、この額を超えた額は、補助の対象外とする。 ※補助対象経費において、次に掲げるものは、対象としないものとする。 ①会員等内部へ支払う賃金及び報償費 ②単価5万円を超える報償費 ③会員の自宅から団体の活動拠点までの旅費 ④会員間の親睦のための食糧費及び賄材料費 ⑤新規事業を始める際の拠点の改装に係る修繕料 ⑥拠点の家賃に係る使用料及び賃借料 ⑦会員又は会員の親族が所有又は管理している不動産又は動産を補助対象団体に貸す場合の使用料及び賃借料 ⑧備品のうち、区長が指定したもの
補助率	補助対象経費合計額の10分の10

補助期間	最大3年間とする。
補助限度額	1年目 20万円又は自己負担金額のいずれか低い額 2・3年目 10万円又は自己負担金額のいずれか低い額

(3) 地域拠点支援事業

補助対象事業	町内自治会等が実施する地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点の整備及び事業開始に伴う必要な事業
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 特定非営利活動法人 商業団体 市内の高等学校・大学の生徒・学生及び教員（以下「学生等」という。）で構成される団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	ア 改装費及び事業開始経費 地域拠点の整備に必要な改装費及び事業開始に必要な経費（賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、賄材料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費（税込単価2万円以上の物品）） ※補助対象経費において、次に掲げるものは、対象としないものとする。 ①会員等内部へ支払う賃金及び報償費 ②単価5万円を超える報償費 ③会員の自宅から団体の活動拠点までの旅費 ④会員間の親睦のための食糧費及び賄材料費 ⑤拠点の家賃に係る使用料及び賃借料 ⑥会員又は会員の親族が所有又は管理している不動産又は動産を補助対象団体に貸す場合の使用料及び賃借料 ⑦備品のうち、区長が指定したもの ⑧補助金交付申請以前から事業を行っており、補助金交付申請にあわせて地域拠点を引っ越す場合の改装費及び事業開始経費

	<p>イ 家賃</p> <p>地域拠点の確保に必要な当該年度の借家の家賃（使用料及び賃借料）</p> <p>※補助対象経費において、次に掲げるものは、対象としないものとする。</p> <p>①会員又は会員の親族が所有又は管理している不動産を補助対象団体に貸す場合の使用料及び賃借料</p>
補助率	補助対象経費合計額の10分の10
補助期間	<p>ア 改装費及び事業開始経費補助</p> <p>最大1年間とする。</p> <p>イ 家賃補助</p> <p>最大3年間とする。</p>
補助限度額	<p>ア 改装費及び事業開始経費補助</p> <p>（ア） 学生等で構成される団体と連携する場合</p> <p>1事業1拠点までを対象とし、50万円又は自己負担金額のいずれか低い額</p> <p>（イ） 前記（ア）以外の場合</p> <p>1事業1拠点までを対象とし、25万円又は自己負担金額のいずれか低い額</p> <p>イ 家賃補助</p> <p>（ア） 学生等で構成される団体と連携する場合</p> <p>1事業1拠点までを対象とし、各年度120万円又は自己負担金額のいずれか低い額</p> <p>（イ） 前記（ア）以外の場合</p> <p>1事業1拠点までを対象とし、各年度60万円又は自己負担金額のいずれか低い額</p>

2 区民ふれあい事業

(1) 若葉区民まつり事業

補助対象事業	若葉区民まつり実行委員会が区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図ることを目的としたまつりを開催する事業
補助対象者	若葉区民まつり実行委員会（区町内自治会連絡協議会その他区内の

	各種団体の代表者等を委員として組織する団体)
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。）、印刷製本費、修繕料、賄材料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金
補助率	補助対象経費合計額の10分の10
補助期間	単年度とする。
補助限度額	別に区長が定める額又は自己負担金額のいずれか低い額